

幼稚園教諭免許・保育士資格の 更なる併有促進について（報告）

令和4年7月7日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

1.. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

平成27年4月、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。（平成24年の認定こども園法の一部改正により新たに規定。）

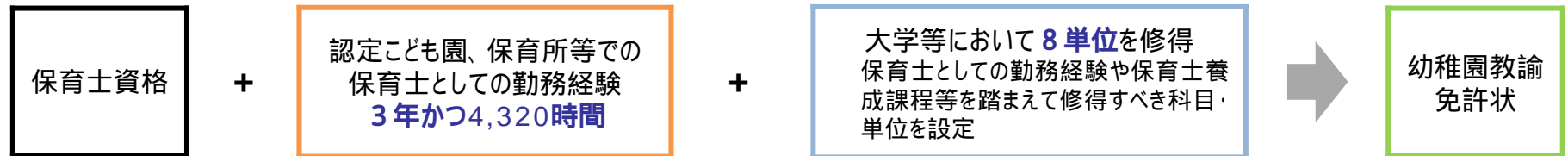
「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

一方、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後10年間（令和6年度末まで）は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

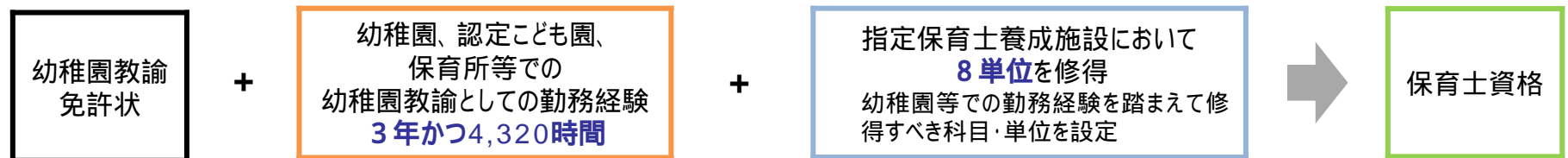
2.. 免許・資格の併有促進（現行）

免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する特例を設けている。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

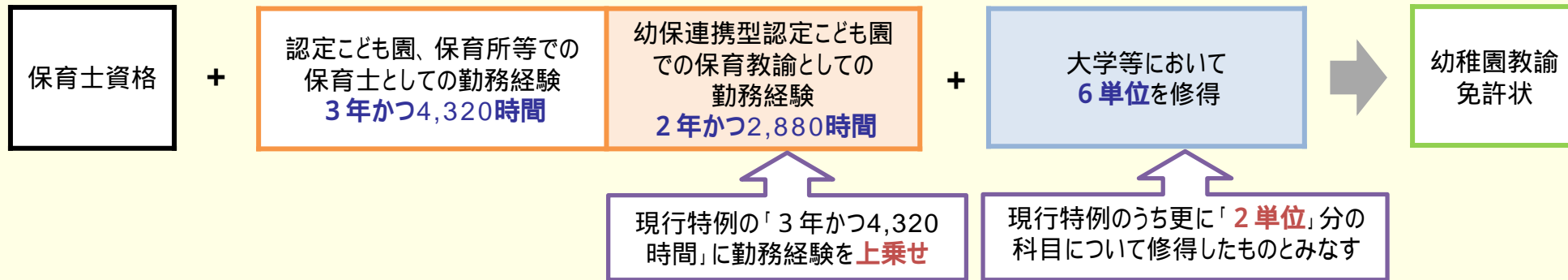


3.. 免許・資格の更なる併有促進策（案）（令和5年4月～）

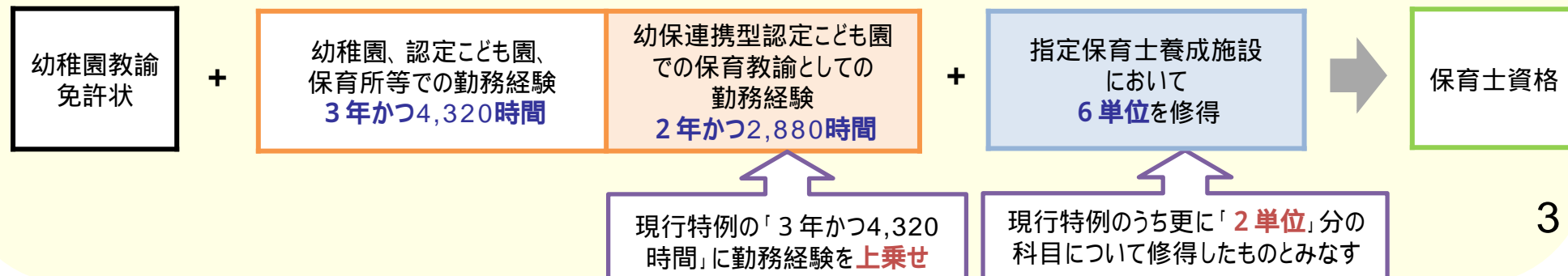
令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて、「令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、…特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされた。

- また、令和3年6月の子ども・子育て会議においては、「現在特例の要件として必要な勤務経験年数とは別に、認定こども園で保育教諭として一定年数の勤務経験を有する場合において、修得が必要な8単位の一部（例えば2単位程度）を修得したものとみなすことが可能か、令和3年度内に文部科学省・厚生労働省において有識者を交えて検討予定。」との報告を行った。
- これらを踏まえ、**令和5年度からの更なる併有促進策として**、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の**幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員**については、**取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設ける**こととする。

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例（改正案）】



【保育士資格取得の更なる特例（改正案）】



幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類			現行特例における要件 (一種、二種共通)	新規特例における要件 (一種、二種共通)
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	-	-
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（ 2 ）	1（ 3 ）
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（ 1 ）	2（ 1 ）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（ 2 ）	（ 3 ）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目			-	-
合計単位数			8	6

1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数	
福祉と養護 (講義)	2 単位	2 単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2 単位</u>	1 単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2 単位	2 単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2 単位</u>	1 単位	乳児保育
			乳児保育
合計単位数	<u>8 単位</u>	6 単位	-

新規特例において、特例教科目として修得すべき単位数を 8 単位から 6 単位に見直した場合でも、修得すべき内容を担保することが必要である。このため、実務経験等と学びを結びつけることを前提とした上で、修得すべき内容のうち重点を置くべき内容を明確化して示すこととし、あわせて、幼保連携型認定こども園におけるこれまでの実務経験等を踏まえ、実務経験を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫について通知等で示すこととする。

4.. 更なる併有促進策の施行に向けたスケジュール（予定）

令和4年3月15日

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会基本問題小委員会（第4回）・
初等中等教育分科会教員養成部会（第129回）合同会議

○令和4年5月23日

保育士養成課程等検討会（第1回）

○令和4年6月13日

保育士養成課程等検討会（第2回）

○令和4年7月～8月【原則30日間】

更なる併有促進策に関する法令等改正案についての意見公募手続（パブリック・コメント）

○令和4年夏頃

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（第131回）（予定）

改正法令等の公布（施行日 令和5年4月1日）

各自治体、特例対象者、大学・養成校等への周知

○その後、順次

各都道府県教育委員会において教育委員会規則の改正等の準備（幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例）

大学・養成校等に対する今回の特例に対応した講座開設の要請

特例対象者に対する特例制度の広報・周知

○令和5年4月1日

新特例の適用開始

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について (令和元年12月10日 子ども・子育て会議) <抜粋>

7. 認定こども園に関する事項

(3) 5年間延長されている保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に、免許状・資格併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべきである。

(参考) 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」 の対応状況 (令和3年6月18日 子ども・子育て会議) <抜粋>

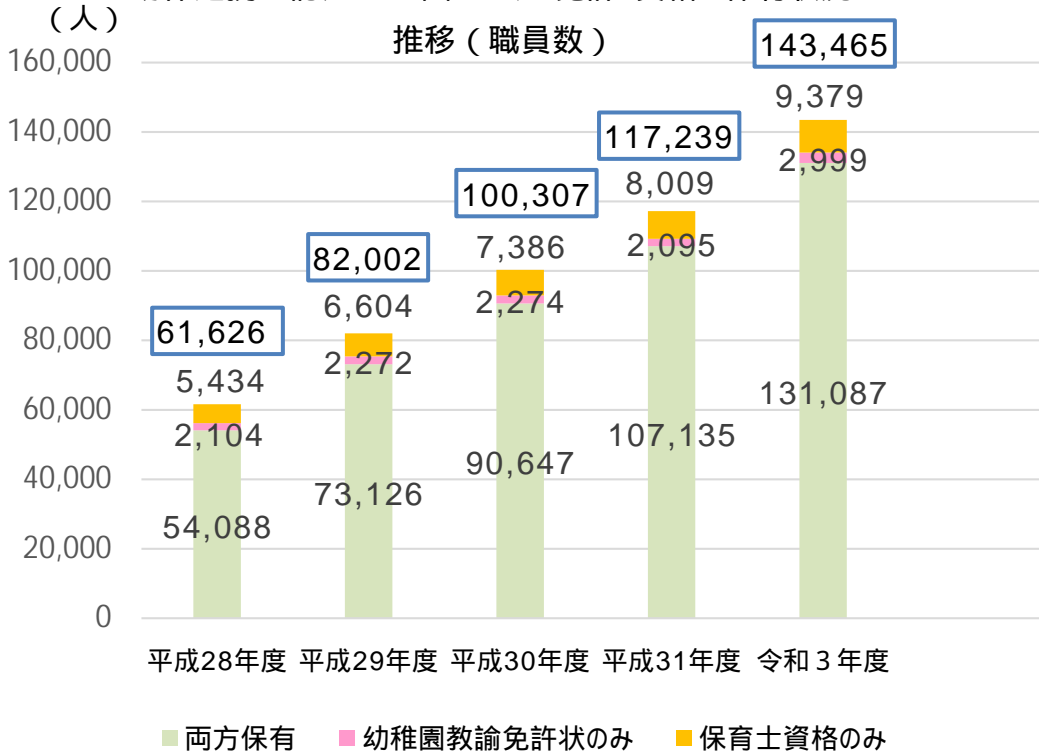
7. 認定こども園に関する事項

	とりまとめ概要	対応状況
7(3)	令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中の更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき	現在特例の要件として必要な勤務経験年数とは別に、認定こども園で保育教諭として一定年数の勤務経験を有する場合において、修得が必要な8単位の一部(例えば2単位程度)を修得したものとみなすことが可能か、令和3年度内に文部科学省・厚生労働省において有識者を交えて検討予定。

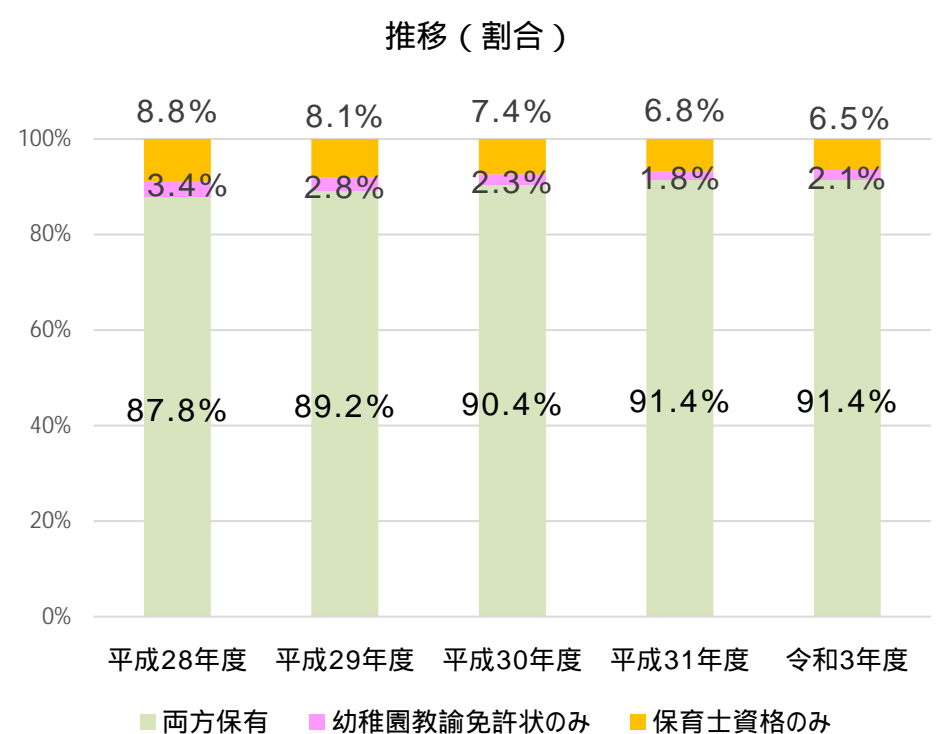
（参考）幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。

幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況の推移（職員数）



幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況の推移（割合）



（参考）幼保連携型認定こども園の数

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2,785	3,618	4,409	5,137	5,688	6,093

各年度4月1日現在

令和2年度は調査を実施せず

（出所）内閣府「認定こども園調査」

(参考) 関係法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

（職員）

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

（職員の資格）

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六六号）

（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2・3（略）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（抄）

附 則

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

(参考) 関係法令

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（抄）

附則

- 8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。
- 一 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員
 - 二 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
 - 三 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）
 - イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所
 - ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの
 - ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの
- 10 免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄		第二欄	第三欄
受けようとする免許状の種類		附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、附則第八項に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、前項に規定する機関において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園 教諭	一種免許状	三（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八
	二種免許状	三（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八

備考

- 一 （略）
- 二 第三欄に定める単位の修得方法は、次に掲げる第二条第一項に定める科目について、それぞれ規定する単位数を修得するものとする。
 - イ 保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目 二単位以上
 - ロ 教育の基礎的理解に関する科目（教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）に係る部分に限る。） 二単位以上
 - ハ 教育の基礎的理解に関する科目（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）に係る部分に限る。） 二単位以上
 - ニ 教育課程の意義及び編成の方法に関する科目 一単位以上
 - ホ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。） 一単位以上
- 三～六 （略）

(参考) 関係法令

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

(試験の科目)

第六条の十 保育士試験は、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。

筆記試験は、次の科目について行う。

- 一 保育原理
- 二 教育原理及び社会的養護
- 三 子ども家庭福祉
- 四 社会福祉
- 五 保育の心理学
- 六 子どもの保健
- 七 子どもの食と栄養
- 八 保育実習理論

実技試験は、保育実習実技について行う。

(全部免除)

第六条の十一の二 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。

(参考) 関係法令

児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成26年厚生労働省告示第172号)(抄)

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の十一の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。

- 一 幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者が、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設において、規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目(同項第二号の教育原理及び同項第五号を除く。)に相当する教科目を修得すること。
- 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から十年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年(勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。)以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項の筆記試験科目(同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。)に相当する教科目を修得すること。
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項に規定する認定及び同条第十一項に規定する公示をされた認定こども園
 - ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(同条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。)
- 八 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所
 - 二 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育を目的とする施設であって、保育所に類する施設
- 三 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者が、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目(同項 第二号の社会的養護、同項第三号及び第四号を除く。)に相当する教科目を修得すること。

(参考) 関係法令

児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法

(平成13年厚生労働省告示第198号)(抄)

(修業教科目及び単位数)

第一条 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号に規定する修業教科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。

- 一 必修科目 別表第一の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
- 二 選択必修科目 別表第二に掲げる系列のうちから十八単位以上(うち保育実習 三単位以上(うち保育実習 (実習)又は保育実習 (実習) 二単位以上、保育実習指導 (演習)又は保育実習指導 (演習) 一単位以上))
- 三 教養科目 十単位以上(うち外国語に関する演習 二単位以上、体育に関する講義及び実技 それぞれ一単位、これら以外の科目 六単位以上)

(任意開設教科目及び単位数)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を設けることができる。

(単位の算定方法)

第三条 各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第七条の例により算定するものとする。

(履修方法)

第四条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修させるものとする。

- 一 必修科目 別表第一の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
- 二 選択必修科目 別表第二に掲げる系列のうちから九単位以上(うち保育実習 三単位以上(うち保育実習 (実習)又は保育実習 (実習) 二単位以上、保育実習指導 (演習)又は保育実習指導 (演習) 一単位以上))
- 三 教養科目 八単位以上(うち体育に関する講義及び実技 それぞれ一単位)

2 (略)

(選択履修科目)

第五条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、前条第一項各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を選択して履修させることができる。

(参考) 関係法令

別表第一

系 列	教科目	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2
	教育原理(講義)	2
	子ども家庭福祉(講義)	2
	社会福祉(講義)	2
	子ども家庭支援論(講義)	2
	社会的養護 (講義)	2
	保育者論(講義)	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学(講義)	2
	子ども家庭支援の心理学(講義)	2
	子どもの理解と援助(演習)	1
	子どもの保健(講義)	2
	子どもの食と栄養(演習)	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価(講義)	2
	保育内容総論(演習)	1
	保育内容演習(演習)	5
	保育内容の理解と方法(演習)	4
	乳児保育 (講義)	2
	乳児保育 (演習)	1
	子どもの健康と安全(演習)	1
	障害児保育(演習)	2
	社会的養護 (演習)	1
	子育て支援(演習)	1
	保育実習	保育実習 (実習)
保育実習指導 (演習)		2
総合演習	保育実践演習(演習)	2

別表第二

- 一 保育の本質・目的に関する科目
- 二 保育の対象の理解に関する科目
- 三 保育の内容・方法に関する科目
- 四 保育実習

(参考) 関係通知

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

（別紙4）

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等

1 目的

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられた。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後10年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格の取得に必要な単位数等の特例（以下「特例教科目」という。）を設け、免許・資格の併有を促進することとした。

指定保育士養成施設において特例教科目を設ける場合には、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）第2条で定める任意開設科目として、以下に定める内容に基づき実施すること。

2 特例教科目、履修方法、単位数及び履修科目

特例教科目は、次に掲げる特例教科目及び単位数並びに履修方法によること。

なお、特例教科目の教授内容の標準的事項を示した「特例教科目の教授内容」を別添2のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

特例教科目	指定保育士養成施設において修得することを必要とする単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 子ども家庭福祉 社会的養護
子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論 子育て支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	2	乳児保育I 乳児保育

特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については1単位以上を面接授業により履修させること。

特例教科目の名称は本通知に定める名称によること。

特例教科目のうち1科目の開設も可能

(参考) 関係通知

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例は、次に掲げる施設において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する者とする。

幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む））

認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園）

保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）

小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。））を実施する施設

事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設））を実施する施設

公立施設（国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く））

離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設

幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設）

認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設）（1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設））。ただし、次の施設を除く。

- ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

4 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）の交付

指定保育士養成施設の長は、特例教科目を修めた者の要請に対し、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号）に定める修得特例教科目に応じた試験免除科目について、「保育士養成課程修了証明書等について」（平成15年12月8日雇児発第1208001号）に定める別紙様式（4）による証明書を交付すること。

5 留意事項

- （1） 特例教科目による単位の修得は、平成25年8月8日から改正認定こども園法施行後10年の間とする。
- （2） 特例教科目は、指定保育士養成施設における任意開設教科目として開設するものであるため、指定保育士養成施設は、特例教科目を開設した日から起算して1月以内に、都道府県知事に届出をすること。
- （3） 特例教科目の実施に当たっての教員等の体制は、本通知別紙1に準じて実施されることが望ましいこと。
- （4） 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例の具体的な運用については、別に示すので、留意し実施すること。